

第3次 日置市行政改革大綱

平成28年度～平成32年度〔5年間〕

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会を見据えた

持続可能な行政経営の確立を目指して



平成28年3月
日 置 市

目 次

I 行政改革の必要性

1	これまでの行政改革の取組	1
2	市政を取り巻く環境	2
(1)	少子高齢化の進行に伴う人口減少社会	2
(2)	厳しい財政状況	3
(3)	地方分権の進展	5
(4)	市職員数の推移	5
3	行政改革大綱の策定	6

II 行政改革の推進体制等

1	推進期間	7
2	推進体制	7
(1)	日置市行政改革推進本部会議	7
(2)	日置市行政改革推進委員会	7
3	行動計画の策定と実施	8

III 具体的方策

1	持続可能な財政運営の推進	9
(1)	財政の健全化	9
(2)	水道・下水道事業及び農業公社の経営健全化	9
2	公共施設マネジメントの推進	11
(1)	公共施設の計画的な管理	11
(2)	公共施設の使用料の適正化	11
(3)	民間活力の推進	12
3	簡素で効率的な行政経営及び職員の育成	13
(1)	行政サービスの向上	13
(2)	職員数の計画的な定員管理	13
(3)	組織機構の見直し	14
(4)	職員育成のための人事評価制度の導入・活用	14
4	共生・協働によるまちづくりの推進	15
(1)	職員の意識改革	15
(2)	市民主体のまちづくりの推進	15
(3)	機能維持困難自治会への対応	16

I 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組

本市では、平成17年5月1日の4町による合併以降、平成18年3月に策定した「日置市行政改革大綱」及び平成23年2月に策定した「第2次日置市行政改革大綱」に基づき、組織機構や事務事業、補助金等の見直しや定員適正化計画による職員数の削減、有料広告事業の導入や未利用土地の売却、市債発行の抑制等による財政の健全化及び公の施設の指定管理者制度の導入や保育所の民間移管など、行政改革を推進し、一定の成果をあげてきました。

第1次日置市行政改革大綱 及び 行動計画（アクションプラン）【推進期間：平成18～22年度】 取組結果等

方策別の評価項目数

評価度		目標を達成【AA】	概ね目標を達成【A】	一部目標を達成【B】	目標に未達成【C】	未着手【D】	計
1	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	10	3	1	0	0	14
2	定員管理及び給与の適正化	6	0	1	0	0	7
3	自主性・自立性の高い財政運営の確保	8	7	1	1	0	17
4	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	7	2	0	1	0	10
5	人材育成の推進	1	2	0	0	0	3
6	電子自治体の推進	0	2	0	0	0	2
7	議会	2	0	0	0	0	2
合 計		34	16	3	2	0	55

アクションプラン効果実績額	目標額	効果実績額
	4,961,977 千円	4,884,128 千円

第2次日置市行政改革大綱 及び 行動計画（アクションプラン）【推進期間：平成23～27年度】 取組経過等

方策別の評価項目数

※推進中につき平成26年度までの取組を掲載

評価度		計画より早く進んでいる【AA】	計画どおり進んでいる【A】	計画より少し遅れている【B】	計画よりかなり遅れている【C】	未着手【D】	計
1	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	0	9	2	0	0	11
2	定員管理及び給与の適正化	0	1	1	0	0	2
3	自主性・自立性の高い財政運営の確保	3	8	1	0	0	12
4	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	0	10	0	0	0	10
5	人材育成の推進	0	2	0	0	0	2
6	電子自治体の推進	0	2	0	0	0	2
7	議会	0	1	0	0	0	1
合 計		3	33	4	0	0	40

アクションプラン効果実績額	目標額	効果実績額
	496,000 千円	765,171 千円

2 市政を取り巻く環境

合併以降、これまでも第1次及び第2次と行政改革の取組を行ってきましたが、本市を取り巻く状況は、社会経済情勢とともに刻々と変化しています。

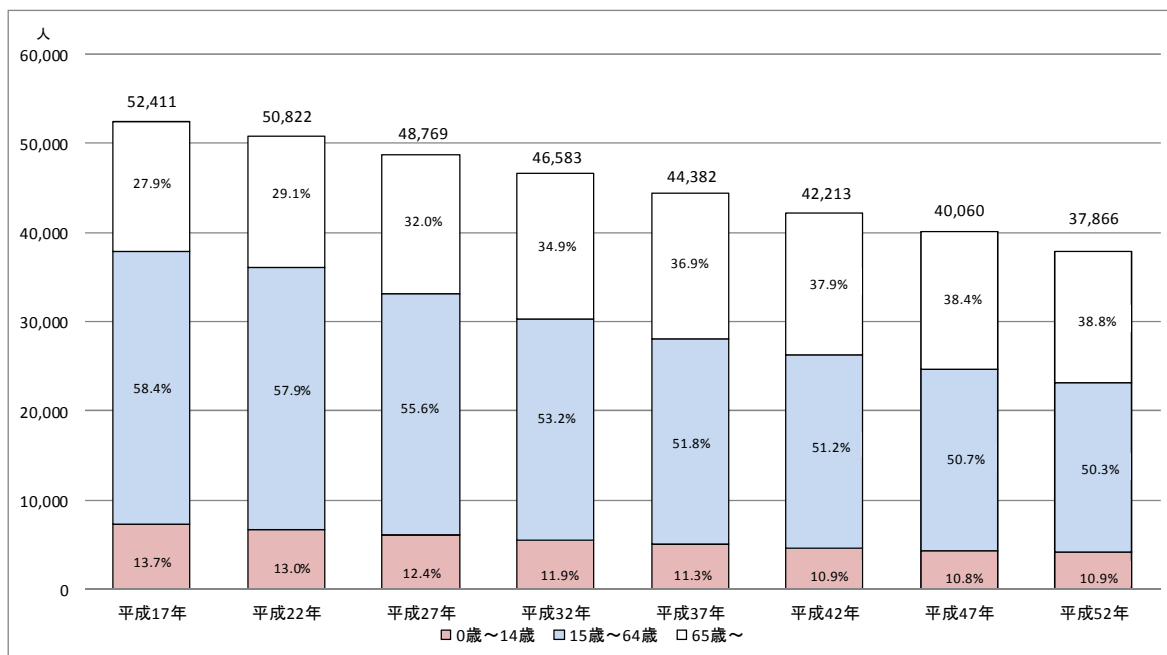
(1) 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会

本市の人口は、平成22年の国勢調査においては、50,822人ですが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口では年々人口が減少し、30年後の平成52年には4万人を割り込み、37,866人と推計されています。また、人口が減少する中で、年齢階層別の構成比をみると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少するものの、高齢人口（65歳～）は増加していくものと推計されています。

少子高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化は、労働力不足や地域社会の活力低下など社会経済への影響を及ぼすことが懸念されるとともに、税収の減少や社会保障関係経費の一層の増加も予想されます。

また、少子化対策から高齢者に対する施策まで、市民ニーズの多様化と合わせ、多岐にわたる行政課題への適切な対応も求められることとなります。

本市の人口の将来予測



資料：平成17年及び平成22年は国勢調査。それ以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」による。

(2) 厳しい財政状況

少子高齢化の進行に伴う、社会保障関係経費の増加に加え、本市では、平成26年度から平成28年度にかけて、防災行政無線整備事業や伊集院駅周辺整備事業などの大規模事業が集中することなどから、公債費は依然として高い水準で推移すると見込んでいます。

また、普通交付税については、新たな交付税算定の検討による増額要因もありますが、合併後10年を経過する平成27年度には合併算定替の特例期間が終了し、激変緩和措置による5年間の段階的縮減を経て一本算定となることなどから、平成33年度には平成25年度の決算値と比較し、約11億円の減少を見込んでいます。(日置市まちづくり計画(平成26年9月一部改訂)財政計画時点)

このほか、老朽化による公共施設の維持管理費や改修経費等の増大が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くことが予想されます。

財政計画一覧表

※ 平成17年度～平成32年度の計画 (平成17年度～平成24年度：決算額 平成25年度：決算見込額 平成26年度～平成32年度：推計額)

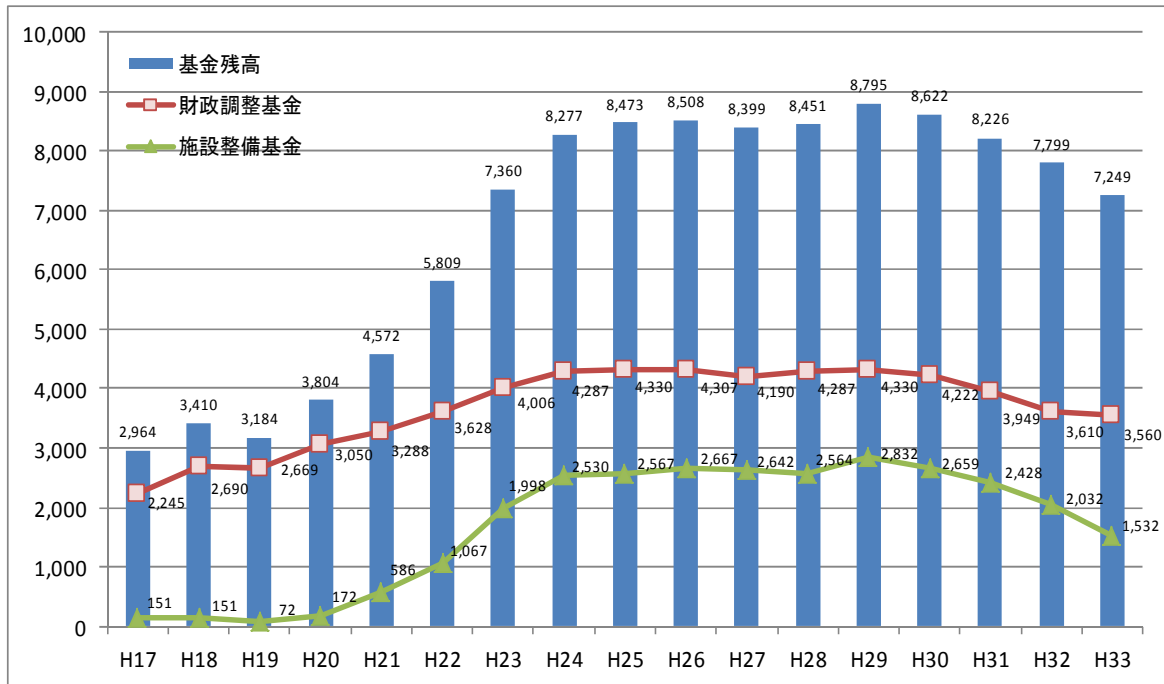
(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
◆歳入																
1 地方税	3,894	3,940	4,347	4,482	4,245	4,209	4,287	4,267	4,170	4,197	4,103	4,149	4,200	4,096	4,138	4,188
2 地方譲与税	522	691	338	329	307	300	299	280	266	266	266	266	266	266	266	266
3 利子割交付金等	35	30	34	23	18	19	16	12	21	11	11	11	11	11	11	11
4 地方消費税交付金	451	451	443	412	425	424	418	416	412	458	458	458	458	458	458	458
5 ゴルフ場利用税交付金	57	46	47	51	45	44	39	39	39	38	38	38	38	38	38	38
6 自動車取得税交付金	93	100	90	83	51	44	37	45	40	24	20	20	20	20	20	20
7 地方特例交付金	127	107	29	64	66	85	74	21	19	19	19	19	19	19	19	19
8 普通交付税	6,996	7,854	7,776	8,181	8,325	8,393	9,120	9,017	9,044	9,028	8,887	8,687	8,487	8,287	8,087	7,887
9 特別交付税	1,014	924	867	868	886	936	914	930	944	900	900	766	613	613	613	613
10 交通安全対策特別交付金	8	9	9	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
11 分担金・負担金	292	280	261	258	258	270	290	288	294	310	310	310	310	310	310	310
12 使用料	361	325	298	314	333	325	320	326	293	313	313	313	313	313	313	313
13 手数料	133	127	128	121	117	121	121	128	132	132	132	132	132	132	132	132
14 国庫支出金	2,938	3,001	3,174	3,070	4,315	3,759	3,750	3,551	4,022	4,292	3,891	3,958	3,843	3,795	3,564	3,601
15 県支支出金	1,751	1,458	1,471	1,421	1,457	1,705	1,518	1,885	1,854	1,584	1,777	1,741	1,764	1,767	1,764	1,790
16 財産収入	78	91	84	105	200	77	127	132	121	103	103	103	103	103	103	103
17 寄附金	21	1	2	2	11	10	22	10	15	10	10	10	10	10	10	10
18 繰入金	2,184	609	766	190	309	194	467	1,035	838	881	891	715	624	780	1,165	1,226
19 繰越金	391	1,110	471	423	275	478	743	314	380	874	548	432	362	200	200	200
20 諸収入	198	248	255	149	122	283	128	243	171	125	125	125	125	125	125	125
21 地方債	4,383	3,262	2,868	2,601	2,431	2,660	2,661	2,338	2,147	3,000	3,174	3,005	2,892	2,850	2,800	2,800
うち通常債	3,554	2,046	1,873	1,484	594	304	567	397	350	135	400	400	200	300	400	110
うち臨時財政対策債	829	746	677	634	984	1,353	987	947	944	944	900	900	900	900	900	1,000
うち合併特例債(建設)	0	470	318	483	663	813	917	804	663	1,731	1,684	1,515	1,602	1,460	1,310	1,310
うち合併特例債(基金)	0	0	0	0	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	380
歳入計	25,927	24,664	23,758	23,155	24,204	24,844	25,359	25,285	25,229	26,572	25,983	25,265	24,597	24,200	24,143	24,117
◆歳出																
1 人件費	4,400	4,306	4,340	4,310	4,094	3,985	4,051	4,064	3,940	4,070	4,063	4,035	3,979	3,937	3,895	3,860
2 物件費	2,600	2,450	2,400	2,370	2,596	2,529	2,537	2,451	2,589	2,655	2,639	2,623	2,607	2,591	2,575	2,559
3 維持補修費	199	174	92	88	102	109	110	103	116	110	111	112	113	114	115	116
4 扶助費	2,853	3,064	3,217	3,353	3,512	4,370	4,488	4,646	4,719	4,815	4,920	5,001	5,072	5,156	5,245	5,334
5 補助費等	950	1,300	1,199	1,285	2,078	1,292	1,288	1,323	1,309	1,571	1,809	1,335	1,329	1,327	1,315	1,317
6 公債費	3,738	3,845	4,060	3,919	3,950	3,839	3,926	3,977	3,774	3,480	3,247	3,106	3,117	3,127	3,128	3,172
うち通常債	3,674	3,726	3,827	3,629	3,583	3,357	3,340	3,275	2,923	2,468	2,089	1,789	1,621	1,418	1,192	1,054
うち臨時財政対策債	64	119	226	277	347	396	446	496	563	631	668	730	793	854	913	972
うち合併特例債(建設)	0	0	7	13	20	65	98	145	207	280	369	446	543	675	824	946
うち合併特例債(基金)	0	0	0	0	0	21	42	61	81	101	121	141	160	180	199	200
7 積立金	31	5	9	378	791	1,159	1,408	1,328	662	700	582	567	768	407	569	599
うち通常債	31	5	9	178	591	959	1,208	1,128	462	500	382	367	568	207	369	199
うち合併特例債充当分	0	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400
8 投資及び出資金、貸付金	25	33	63	84	49	2,271	2,392	2,521	2,518	2,504	2,606	2,620	2,600	2,633	2,644	2,654
9 繰出金	2,220	2,366	2,207	2,280	2,271	2,392	2,521	2,518	2,504	2,606	2,620	2,600	2,633	2,644	2,654	2,665
10 投資的経費	6,969	6,268	5,437	4,581	4,038	4,052	4,438	4,189	4,516	5,815	5,359	5,322	4,578	4,496	4,246	4,094
うち通常債	6,969	5,773	5,103	4,073	3,340	3,197	3,473	3,343	3,618	3,993	3,586	3,727	2,892	2,959	2,867	2,715
うち合併特例債充当事業分	0	495	334	508	698	855	965	846	898	1,822	1,773	1,595	1,686	1,537	1,379	1,379
繰上充用金	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出計	24,047	23,811	23,024	22,648	23,481	23,727	24,767	24,599	24,139	25,824	25,351	24,702	24,197	23,800	23,743	23,717

資料：日置市まちづくり計画(平成26年9月一部改訂)から。

基金残高の推移見込額

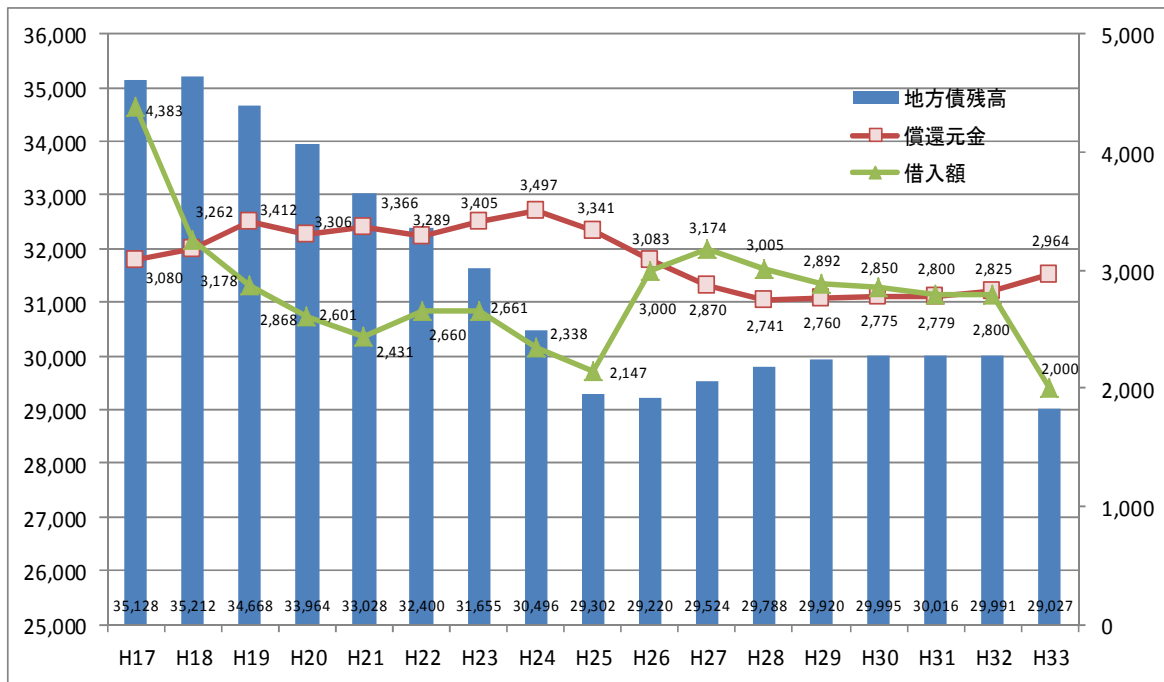
【普通会計、単位：百万円】



* 平成26年9月：日置市まちづくり計画一部改訂、財政計画作成時点
 * 平成17年度～平成25年度：決算額、平成26年度～平成32年度：推計見込額

地方債残高の推移見込額

【普通会計、単位：百万円】



* 平成26年9月：日置市まちづくり計画一部改訂、財政計画作成時点
 * 平成17年度～平成25年度：決算額、平成26年度～平成32年度：推計見込額

(3) 地方分権の進展

国においては、「個性を活かし自立した地方をつくるため」、また県においても「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」という基本的な考え方のもと、今後一層、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等による地方分権が進展することが予想されます。本市にあっても、これまで以上に自己決定、自己責任による行政経営が求められることとなります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第1次一括法	平成23年4月成立	地方に対する規制緩和
第2次一括法	平成23年8月成立	地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の委譲
第3次一括法	平成25年6月成立	地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の委譲
第4次一括法	平成26年6月成立	国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の委譲等
第5次一括法	平成27年6月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲、義務付け・枠付けの見直し等

権限移譲プログラムに基づく権限移譲の本市受入事務総数

項目	法令数	項目数	事務数	主な事務の内容
平成24年4月以前	5	5	99	・あらたに生じた土地の確認 ・土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等
平成25年4月～	7	6	117	・浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等
平成26年4月～	14	13	227	・農地転用の許可、農業会議への意見聴取等 ・一般旅券の発給の申請の受理及び交付事務等
平成27年4月～	15	14	228	・調理師免許証の交付事務

※平成24年4月以前には、地域主権改革により平成25年4月から法令移譲された水道法関係（1法令3事務）事務を含む。

(4) 市職員数の推移

本市の職員数については、第1次及び第2次の行政改革の取り組みによって100人を超える職員の削減を図ってきましたが、依然として厳しい財政状況が続くことが予想される中、その財政状況を踏まえた上で、引き続き中長期的な視点に立った計画的な定員管理に取り組む必要があります。

部門別職員数の推移

各年4月1日現在

区 分		職 員 数 (人)											
		平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	
普 通 会 計	福祉関係を除く一般行政	議 会	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		総 務	113	106	106	99	96	96	99	101	98	100	96
		税 務	33	33	33	35	32	33	33	32	32	32	32
		農林水産	55	50	49	47	46	45	44	45	45	44	43
		商 工	6	9	8	9	7	6	6	6	6	6	6
		土 木	36	36	35	35	35	30	29	28	29	28	30
	小 計	253	239	236	230	221	215	216	217	215	215	212	
	福祉関係	民 生	81	73	78	50	48	43	40	41	41	35	36
		衛 生	42	30	29	32	30	30	31	33	32	30	30
		小 計	123	103	107	82	78	73	71	74	73	65	66
	一般行政部門計	376	342	343	312	299	288	287	291	288	280	278	
	教 育	104	109	101	93	90	91	88	93	91	94	93	
	消 防	66	67	70	71	74	75	75	75	75	79	80	
普通会計計	546	518	514	476	463	454	450	459	454	453	451		
公営企業等会計部門	病 院	27	26	24	23	22							
	水 道	15	19	17	17	15	14	14	14	14	13	13	
	下 水 道	5	5	5	5	5	5	5	6	6	5	5	
	そ の 他	23	33	27	48	44	53	47	30	30	30	31	
公営企業等会計部門計	70	83	73	93	86	72	66	50	50	48	49		
総 合 計	616	601	587	569	549	526	516	509	504	501	500		

※定員管理調査に基づく数値（平成27年度以降は教育長を含めない）

3 行政改革大綱の策定

今後も厳しい行財政環境が続くことが予想される中、社会の変化等による高度化・多様化した行政課題及び行政需要に適切に応えながら、本市が持続可能な行政経営を行っていくためには、引き続き行政改革に取り組む必要があります。

そのため、限られた財源等の経営資源の中で、より一層の効果的で効率性のある質の高い行政サービスの提供を目指し、平成28年度からの本市の行政改革の指針となります「第3次日置市行政改革大綱」を策定するものとします。

第2次日置市総合計画

【平成28年度～平成37年度】

※目指すべき日置市の姿や、その実現に向けた施策等を定めた計画。
総合的かつ計画的な行政運営を展開するための指針。

『基本理念』を掲げ取組む

基本とする



実現する



第3次日置市行政改革大綱

【平成28年度～平成32年度】

※目指すべき日置市の姿等実現に向け、持続可能な行政経営（効果的かつ効率的に実施等）を行っていくための、行政改革の指針。

『基本方針』を掲げ取組む

II 行政改革の推進体制等

1 推進期間

本大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの概ね5年間とします。

2 推進体制

本大綱に基づく、行政改革を推進するため、これまでどおり、次の2つの機関を両輪に据え、行政改革に取り組みます。

(1) 日置市行政改革推進本部会議

行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップはもちろんのこと、職員一人一人の高い意識と新しい感覚など、意識改革が必要です。

その意識改革とは、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方に頼るのではなく、「まちづくりの主役は市民」であり、「市民の立場に立った市民本位のサービス」を提供する、という意識を持つことです。

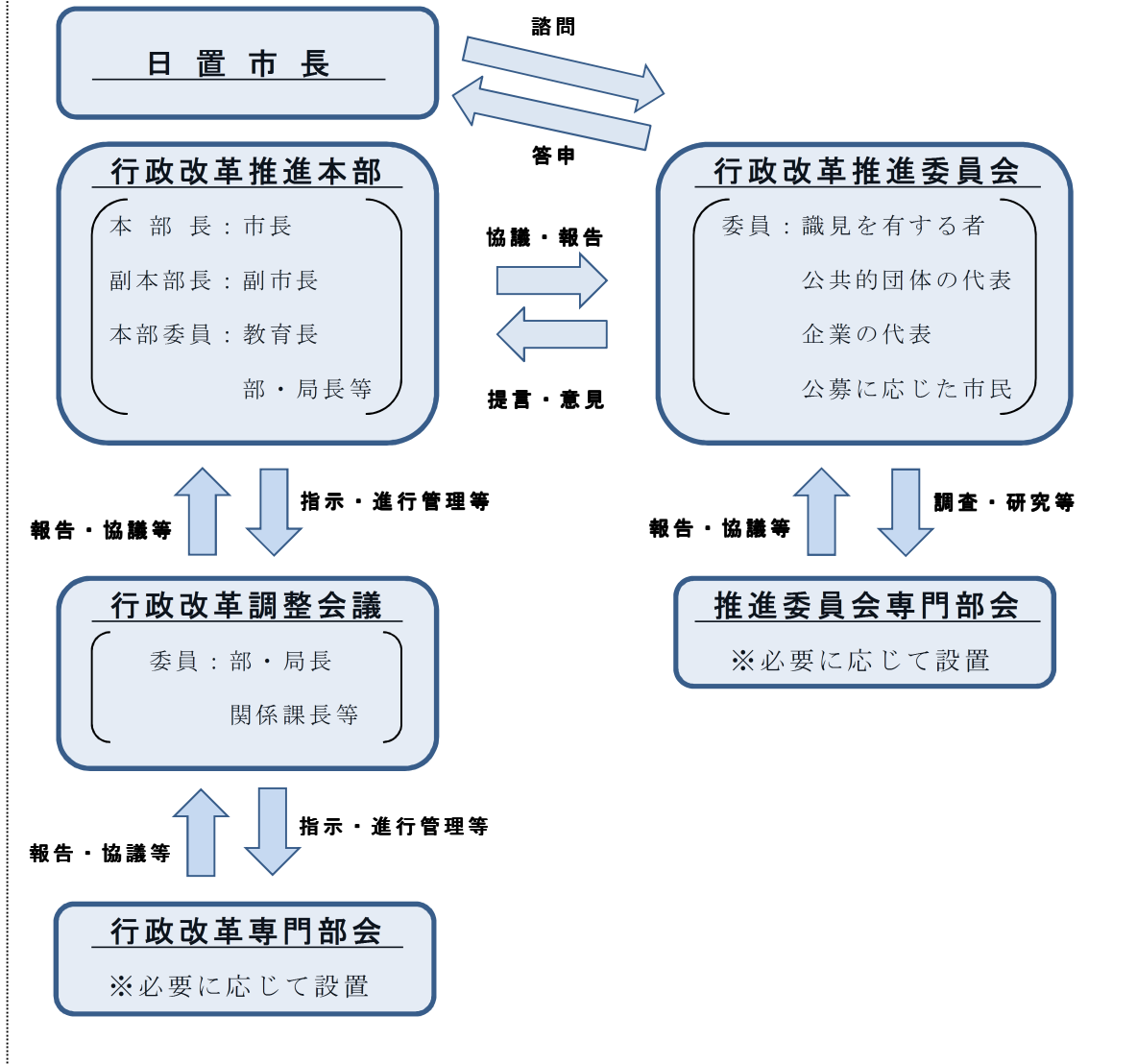
そのため、本市では、市長を本部長とする「日置市行政改革推進本部会議」を中心に、大綱に基づく実施状況や取組事項の進捗状況等について確認並びに協議を行いながら、全庁的に行政改革に取り組みます。

(2) 日置市行政改革推進委員会

行政改革を推進するに当たっては、市民の理解と協力が必要不可欠です。

そのため、本市では、行政改革の取組等について、広く市民に意見を求めるため、公募で選ばれた方や地元企業及び公共的団体の代表者等で組織する「日置市行政改革推進委員会」に、大綱に基づく実施状況や進捗状況等を適宜報告し、提言等をいただきながら、行政改革に取り組みます。

— 行政改革の推進体制 —



3 行動計画の策定と実施

本大綱の具体的な実施方法として、可能な限り目標等の数値化を図り、「何を」・「いつまでに」・「どうする」といった行動計画（アクションプラン）を策定し、計画的に実施していきます。

なお、行政改革を着実に進めるためには、時代を的確に捉える必要があることから、推進期間中であっても必要に応じて、見直しを実施することとします。

Ⅲ 具体的方策

1 持続可能な財政運営の推進

少子高齢化の進行に伴う、社会保障関係経費の自然増や普通交付税の合併算定替の特例期間の終了など、依然として厳しい財政状況が見込まれる中で、今後も経済情勢等の変化に的確に対応しながら、新たな行政需要に必要な財源を確保しつつ、安定的かつ継続的に行政サービスを提供していくため、持続可能な財政運営を推進します。

(1) 財政の健全化

持続可能な財政構造を構築するため、財政健全化計画に基づく財政運営を行います。

歳入面では、引き続き、債権管理体制の強化により市税等の歳入確保に努めるとともに、未利用財産等の処分又は有効活用等により、自主財源の確保に取り組みます。

歳出面では、行政評価を活用した事務事業の見直しや一般財源枠配分方式での予算編成など、費用対効果を十分に踏まえた、必要な事業の重点化を図ります。

その中で、将来世代の負担等を考慮し、地方債の計画的な活用に努めるとともに、今後も持続可能な財政運営のため、基金残高及び地方債残高についても適切な管理に努めます。

(2) 水道・下水道事業及び農業公社の経営健全化

水道・下水道事業については、市民生活を営む上で欠くことのできない重要な行政サービスであり、将来にわたって継続して安定した事業の展開が求められます。その中で、サービスの提供に必要な施設等の老朽化による更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少見込みなど、経営環境については厳しさを増しつつあります。

その経営環境の変化に適切に対応するため、施設や設備の規模及び能力、老朽化・劣化等の状況や使用可能年数等を的確に把握、分析し、将来試算を行うとともに、経営改善や合理化に取り組みながら、独立

採算性を基本原則とする料金の水準又は体系の見直しの検討など、中長期的な視点に立った経営を行います。

また、「日置市の農業の振興と農村の活性化に関する事業を行い、もって農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展に寄与すること」を目的に設置されている「公益社団法人日置市農業公社」について、設立目的の趣旨に沿った事業展開がされているか、事業が効率的に展開されているか等の指導、助言及び監督等に努めるとともに、事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、継続的かつ定期的に評価を行います。

2 公共施設マネジメントの推進

依然として厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の老朽化対策に適切に対応するため、公共施設の総合的で経営管理的な仕組み（公共施設マネジメント）を推進し、最適な配置の実現及び真に必要な公共施設については将来にわたって持続的な提供を目指します。

(1) 公共施設の計画的な管理

本市が保有する公共施設（建物）については、1970年代から1990年代にかけて多くの施設が整備されており、こうした施設の一部は、老朽化が進み、近い将来、大規模改修や更新（建替え）が必要な状況になってくることが予想され、現在の施設を保有し続けた場合、将来的に多くの費用を要することとなります。

そのため、財政負担の軽減及び平準化することが必要であり、人口減少等により、利用需要が変化していくことが予想されること等も踏まえ、中長期的な視点をもって、今後の本市の公共施設等の管理に関する方針等を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、その計画に基づき、市民との情報共有や合意形成等を図りながら、整備、更新、統廃合及び長寿命化などの計画的な管理に取り組みます。

(2) 公共施設の使用料の適正化

各公共施設の使用料については、施設利用の対価として利用者の皆さまに負担していただいているものですが、使用料のみで管理運営することができない施設の場合、不足する経費については、公費で賄うこととなるため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

公共施設の維持管理費について、電気代等の光熱水費や老朽化による修繕料等が増加する傾向にある中、市民負担の公平性や受益者負担の原則に基づき、各施設の使用料について見直しの検討に取り組みます。

(3) 民間活力の推進

行政の責任を確保しつつ、市が直接行うよりも、民間事業者等のノウハウを活用した方が、サービスの向上や経費の節減等が図られる事務事業等については、指定管理者制度の導入や民間委託、更には民営化（民間移管）など、引き続き、民間活力の活用の推進に取り組めます。

3 簡素で効率的な行政経営及び職員の育成

限られた財源や人材等の経営資源の中で、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する行政課題や行政需要に的確に対応するため、簡素で効率的な組織機構の見直しや職員の能力向上等を推進し、質の高い行政サービスの提供を目指します。

(1) 行政サービスの向上

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化等が進む中、市民満足度を高めるためには、市民のニーズを的確に捉え、市民の視点に立った利用しやすい行政サービスを提供する必要があります。

そのため、ICTの利活用等による、窓口サービスにおける利便性の向上及び事務手続きの簡素化や効率化、また、そのサービスに対応し得る情報通信基盤整備の推進など、質の高い行政サービスの提供を目指します。

(2) 職員数の計画的な定員管理

これまでも職員数については削減を進めてきましたが、普通交付税の合併算定替の特例期間の終了など、依然として厳しい財政状況が続くことが予想されることから、引き続き中長期的な視点に立って将来の職員数の目標を定め、効果的かつ効率的な職員配置について取り組む必要があります。

一方で、地方分権の進展に伴う権限移譲や社会経済情勢の変化に伴う行政の果たすべき役割の拡大など、業務量については増大する傾向にあります。

そのため、今後も、事務事業、組織機構等の見直しや民間活力等を推進した上で、人事管理に当たっては、地方分権の進展や社会経済情勢の変化などを踏まえ、対応すべき行政需要に見合った適正な職員配置となるよう、職員数の計画的な管理に取り組みます。

(3) 組織機構の見直し

これまでも課等の統廃合や支所から本庁への業務集約などにより、組織機構の見直しを図ってきましたが、依然として厳しい財政状況や多様化する行政需要等に的確かつ迅速に対応するためには、引き続き、簡素で効率的な組織機構を基本に、柔軟で機動的に業務を遂行できる体制づくりに取り組む必要があります。

その中で、見直しに当たっては、支所が窓口サービスやコミュニティの維持及び災害対応等に重要な役割を果たしていることを考慮するとともに、少子高齢化への対策を含め、市の重点施策や市民ニーズが高い分野など必要な部署には人員配置を強化するなど、行政サービスに十分配慮した組織機構の見直しに取り組みます。

(4) 職員育成のための人事評価制度の導入・活用

職員削減等、簡素で効率的な行政経営を目指す中で、地方分権の進展や社会の変化等による高度化・多様化する行政需要に適切に対応するためには、より一層、個々の職員に、困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることなどが求められます。

そのため、職員一人一人が、自らの意欲を持って職務に取り組み、より能力が発揮できるよう、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及びその職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価する「人事評価制度」を「日置市人材育成基本方針」に位置づけ、導入を図ります。

人事評価制度については、評価結果を研修プログラムの設定及び改善などに活用するとともに、各職員の得意分野の能力向上や弱点克服のための研修受講の促進など、職員の能力開発や人材育成につながるよう取り組みます。

また、本制度については、一層の組織全体の士気高揚及び職務能率の向上など、人事管理の基礎となるよう活用に努めます。

4 共生・協働によるまちづくりの推進

人口減少による社会構造の変化や市民ニーズの多様化などにより、新たな地域課題が生まれている中で、その課題に対して、市民(※)が相互に、あるいは市民と行政が対等な立場で、お互いの特性や能力を生かしながら連携・協力して地域課題を解決する、共生・協働によるまちづくりを推進し、質の高いきめ細かな公共サービスの提供を目指します。

※ ここでいう「市民」とは、日置市に居住している人、働いている人、学んでいる人、事業を営んでいる人、活動をしている人などの個人のほか、自治会やNPO、ボランティア団体、企業等などの団体や組織も含めた広い捉え方をした市民を意味します。

(1) 職員の意識改革

共生・協働のまちづくりを実現していく中で、職員は職務遂行上、市民と様々な形で関わりを持つこととなります。そのため、職員は「日置市共生・協働のまちづくり指針」に基づき、「協働」を理解することが必要不可欠であり、また、職員一人一人が「地域に帰れば、自分も市民の一人」という感覚を持つことが重要です。

まず、職員が意識を変え、協働のパートナーとなる相手を理解し、市民と行政のより良い関係が構築できるよう、職員の協働意識の醸成など意識改革に取り組みます。

(2) 市民主体のまちづくりの推進

市民と行政が連携・協力し合う関係を構築し、協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政が情報や課題等を共有し、理解と信頼を深めることが必要です。

そのため、市民と行政との協働関係を築くための基本的な要素の一つとなる、「市民参画」を推進し、市民が参画しやすい環境づくりに取り組みます。

また、本市は合併による市域の拡大等により、地域が抱える課題は各地域によって様々であり、地域には地域で取り組みたい課題が生じ

ており、地域のニーズや特性、実情を重視した施策や事業が行えるような取り組みが必要となっています。

そのため、地域住民自らが地域資源の再確認や地域課題の把握を行い、地域の目指す方向や課題解決の方策を取りまとめた「地区振興計画」を引き続き策定し、その計画を着実に実行することで、独自性及び重点化による市民満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

更に、これまでの取り組みにより、地区公民館が共生・協働による地域づくり組織という認識が進む中、地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がより良い方向に進む課題、事業等に関しては、自主的かつ主体的に公共的サービスの一部を担っていただく取り組みを推進します。

(3) 機能維持困難自治会への対応

自治会は、地域の特性や伝統を守りつつ、主体的な活動や行政・関係機関との連携を基にした活動を通して、地域住民の交流や福祉、環境維持など身近な地域課題に取り組んでいます。

その自治会については、共生・協働によるまちづくりを推進していく中で、地域コミュニティの基礎となる組織として位置付けられますが、少子高齢化や人口減少の進行等に伴い、自治機能が低下し、維持や存続が危ぶまれる自治会があります。

そのため、機能維持が危ぶまれる自治会については、自己決定を前提としつつ、活性化等に向けた支援に取り組みます。

また、必要に応じて、基本的な単位自治会としての財政基盤、機能の再生・強化及び多様な人材を確保するため、自治会の統合・再編についても取り組みます。